

## <氏名変更手続き一覧表>

氏名表記は**原則本名**です。ただし、性同一性障害を有する方に限り、本名のほか通称名を併記することが可能です。

総合人事 情報システム	所属・組合員種別	氏名変更		手続き	
		組合員	被扶養者	組合員	被扶養者
対象	日本郵政 ※宿泊事業部かんぼの宿を除く 日本郵便 ゆうちょ銀行 かんぼ生命	変更あり	いない	勤務先の総務担当に「氏名変更届」を提出してください。 会社から情報連携後に、組合員証を自動交付します。	-
			変更なし		被扶養者担当に様式「 <a href="#">組合員証等再交付申請書</a> 」を提出してください。
			変更あり		
		変更なし	変更あり	手続き不要	被扶養者担当に赤枠「提出資料」の資料を提出してください。
対象外	日本郵政 宿泊事業部 かんぼの宿 (独)郵便貯金簡易生命保険管理・ 郵便局ネットワーク支援機構 JPビルマネジメント 任意継続組合員 日本郵政共済組合	変更あり	いない	標準報酬・任継担当に赤枠「提出書類」を提出してください。	-
			変更なし		被扶養者担当に様式「 <a href="#">組合員証等再交付申請書</a> 」を提出してください。
			変更あり		
		変更なし	変更あり	手続き不要	被扶養者担当に赤枠「提出資料」の資料を提出してください。

### 提出書類

#### 日本国籍の方

- ① 様式「[氏名等変更届出書](#)」      ② 対象者の戸籍抄本（謄本）の写し（または、変更前後がわかる住民票の写し）

#### 外国籍の方

- ① 様式「[氏名等変更届出書](#)」      ② 在留カード(特別永住者証明書)の写し      ③ 変更後の氏名が確認できる住民票の写し（本名を確認します。通称名は表記不可。）